

# 特許法条約(PLT)及び商標法に関する シンガポール条約(STLT)への加入について

平成26年10月  
特許庁

# 1. 特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約とは

特許法条約(PLT)及び商標法に関するシンガポール条約(STLT)は、各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化に関する条約である。近年、出願件数が多い欧米諸国の加入が進んでおり、両条約の締約国は、PLTが36か国、STLTが37か国となっている。

|       | PLT(Patent Law Treaty)                                                   | STLT (Singapore Treaty on the Law of Trademarks)                               |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 採択年月  | 2000年6月                                                                  | 2006年3月                                                                        |
| 発効年月  | 2005年4月                                                                  | 2009年3月                                                                        |
| 締約国数  | 36か国 (2014年9月1日現在)                                                       | 37か国 (2014年9月1日現在)                                                             |
| 主な締約国 | 米国(2013年12月加入)、イギリス、ロシア、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、デンマーク、フランス、オランダ、フィンランド、ハンガリー | 米国(2009年3月加入)、イギリス、ロシア、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、デンマーク、フランス、オランダ、シンガポール、ドイツ、イタリア、スイス |

(参考)商標法条約(TLT)は1994年10月に採択され、1996年8月に発効。日本は1997年4月に加入。

## 2. PLT及びSTLT加入のメリット

### ①国際的な手続調和の推進

技術力を誇る我が国企業が新興国で市場を獲得していくためには、当該国における知的財産権が適切に保護されていることがその足がかりの一つとなる。我が国も早期に両条約に加入し、条約未加入の新興国等において、統一化された手続及び救済措置の整備をはじめとした手続の利便性の向上が図られるよう、両条約加入に向けて各国を強かに牽引することが期待されている。

### ②日本国民(特に中小企業)に与える裨益

我が国の中小企業の中には、知的財産に係る専任の担当をおくことが困難である企業も多い中、両条約に準拠したユーザーフレンドリーな各規定(手続ミスへの救済、期間の延長等)は、中小企業の知的財産活動の活発化に寄与するものと期待される。

### ③海外グローバル企業に与える裨益

両条約は、出願手続の統一化及び簡素化を国際的に実施することにより、海外グローバル企業からの出願を容易にする効果も期待される。条約加入によって我が国の「出願障壁」を下げることは、我が国に対して優れた技術や新たなノウハウをもたらし、我が国のイノベーション創造や技術集積の高付加価値化を促進させる可能性を有しており、両条約への加入は、対内直接投資の推進の一助となる。

### ④経済連携協定に与える影響

近年、知的財産権取得のグローバル化と経済連携協定の結びつきが強くなる傾向にあり、貿易・投資環境の整備の一環として両条約への加入が経済連携協定の条件の一つとして掲げられる等、両条約の位置付けが世界的に変容を遂げている。今後、我が国が加入を検討する各種経済連携協定等でも、要件とされることも想定されることから、両条約への速やかな加入が求められている。

## 3. PLT、STLT加入についての政府方針等

### 日本再興戦略改訂2014-未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定)

#### ■ 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

##### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### ii) 知的財産・標準化戦略の推進

##### ② 国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

今後10年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均14月以内とするとともに、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する。また、出願手続きの国際的な統一化・簡素化を実現するため、2015年度を目途に特許法条約及びシンガポール条約(商標)への加入等を検討する (以下、略)

### 知的財産推進計画2014 (平成26年7月4日知的財産推進本部決定)

#### ■ 第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

##### 1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進

##### (2) 今後取り組むべき施策

(出願手続の統一化及び簡素化)

・各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入れ、特許及び商標の国内出願手続の見直しの検討を行う (以下、略)

※ 「第2 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」の「1. 中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援」の「(2) 今後取り組むべき施策」において、「出願・権利化に関する支援」(出願手続の統一化及び簡素化)として、上記と同じ記載あり。

### 産業構造審議会知的財産政策分科会報告書 (平成26年2月)

#### ■ 第2章 今後の取組みのあり方

##### (1) 我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援

一制度調和の推進、国内法への採用

上記システムの実現のためには、特許法条約、意匠におけるハーグ協定等、可能な制度調和も加速すべきではないか。その国際的な制度調和を早急に実現するためには、我が国が積極的な提案や調整を行うなど他国への働きかけを行うとともに、我が国の制度自体についても、調和のための必要な見直しを進めるべきではないか。

#### ■ <法制的・実務的な整理を早急に進めるもの>

##### ○ ユーザーの手続負担を軽減する特許法条約(PLT: Patent Law Treaty)加入に向けた検討

特許出願手続の国際的な調和と簡素化を実現する枠組である特許法条約について、早期の加入を実現すべく、国内法の具体的な見直し事項について特許制度小委員会で検討を開始する。

## 4. PLTへの加入に向けたこれまでの取組

- PLTへの加入に当たっては、我が国特許法において、出願人及び第三者の権利関係に与える影響が大きい救済措置を多数導入する必要があることから、慎重な検討を行ってきた。
- これまでに、こうした救済措置のうち制度利用者からのニーズが特に強いものを優先的かつ集中的に検討し、2011年及び2014年の法改正において、その導入を段階的に進めてきた。

### ● 2011年の法改正で整備した規定：PLT第12条に対応

- ① 外国語による出願の翻訳文提出期間徒過の救済（特許法第36条の2第4項及び第5項、同法第184条の4第4項及び第5項等）。

※救済要件は「正当な理由」とし、救済による翻訳文提出期間は、理由がなくなった日から2か月以内で、かつ、期間経過後1年以内とした。

- ② 特許料等追納期間徒過の救済（特許法第112条の2第1項）。

※救済要件を「正当な理由」に緩和した（改正前は、原特許権者の責めに帰することができない理由）。救済による追納期間は、理由がなくなった日から2か月以内で、かつ、期間経過後1年以内とした。実用新案法、意匠法及び商標法においても、これと同様の救済規定を整備。

### ● 2014年の法改正で整備した規定：PLT第12条（以下③）及び第13条（以下①及び②）に対応

- ① 優先権の回復（特許法第41条第1項第1号、第43条の2第1項等）

※優先権主張ができる期間徒過後の特許出願であっても、それが「正当な理由」によるものであるときは、一定期間内に限り当該優先権主張を可能とする規定を整備。実用新案登録出願についても、これと同様の規定を整備。

- ② 優先権の主張及びその補正（特許法第41条第4項、第43条第1項等）

※優先権の主張をする旨の書面について、出願と同時でなくとも一定期間内であれば提出できるものとし、その補正についても、一定期間内に限りできるものとする規定を整備。実用新案登録出願についても、これと同様の規定を整備。

- ③ 特許出願審査の請求期間の徒過の救済（特許法第48条の3第5項から第7項まで）

※救済要件は「正当な理由」とし、当該救済規定による請求期間は、その理由がなくなった日から2か月以内で、かつ、請求期間の経過後1年以内とした。併せて、第三者保護の観点から、当該特許出願について特許権の設定の登録があったときは、審査請求期間徒過による出願のみなし取下の公示（特許公報の発行後）から当該救済規定による出願審査請求があった旨の公示（特許公報の発行前）前までの間、当該特許出願に係る発明の実施又はその準備をしている者は、当該特許権について通常実施権を有するものとした（特許法第48条の3第8項）。

## 5. PLTへの加入に当たり措置が必要となる主な事項

| 項 目                               | 措置が必要となる事項                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)出願日の認定(PLT第5条関係)(注)            |                                                                                                                                                                  |
| 出願日の認定要件(PLT第5条(1)、(3)及び(4))      | <p>特許出願について、出願日の認定のための要件(※)を定め、特許出願がその要件を満たしていないときは、その要件を満たすための補完手続を導入する。</p> <p>※ PLT第5条(1)に規定する①特許を受けようとする旨の表示、②出願人の氏名若しくは名称又はそれらを特定可能な記載及び③外見上明細書と認められるもの</p> |
| 明細書の言語(PLT第5条(2))                 | 特許出願の際は、明細書の言語はいかなる言語でも許容する(現在、英語のみ可)。                                                                                                                           |
| 明細書又は図面の欠落の補完(PLT第5条(5)及び(6))     | 一定期間内に限り、明細書の一部又は図面の欠落を補完することを可能とし、その補完があったときは、出願日の認定のための要件を満たした日又はその補完をした日のいずれか遅い日を出願日とする手続(ただし優先権の主張を伴う場合はこの限りではない)を導入する。併せて、補完の取下げに係る手続を導入する。                 |
| 先にされた出願の引用による明細書等の置き換え(PLT第5条(7)) | 特許出願の出願日の認定においては、願書に明細書及び図面が添付されていなくても、先にされた出願を引用することにより、当該引用する出願の明細書及び図面が願書に添付されているものとする手続を導入する。                                                                |

(注)出願日認定に係る各規定は書面による出願手続を想定。既存のインターネット出願の仕様変更は想定していない。

## 5. PLTへの加入に当たり措置が必要となる主な事項(続き)

|                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) 出願の形式及び内容並びに提出物の要件(PLT第6条及び第8条関係)               |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 出願に係る方式要件及び提出物の要件の不備に対する通知等(PLT第6条(7)及び第8条(7))      | <p>特許出願に係る方式要件不備又は提出物の要件不備があるときは、出願人に対し、その要件を満たす機会を与える(現行特許法第17条第3項の規定による手続の補正命令に該当)とともに意見を述べる機会を与える。</p> <p>また、①外国語書面出願の翻訳文の提出、②優先権書類の提出及び③国際特許出願の出願人が在外者である場合における特許管理人の選任の届出について、所定の期間内にその提出等がないときは、その旨を通知してその提出の機会を与えるとともに意見を述べる機会を与える。</p> |
| (3) 代理(PLT第7条関係)                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 在外者による直接出願及び特許権の存続のための料金の直接納付(PLT第7条(2)(a)(i)及び(b)) | <p>特許出願及び第4年以降の特許料の納付について、我が国に在住する代理人(特許管理人)を選任することなく、在外者がそれらの手続を特許庁に対し直接行うことを許容する。</p>                                                                                                                                                        |
| (4) 指定期間の救済(PLT第11条関係)                              |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 指定期間経過後の請求による救済                                     | <p>指定期間の経過後であっても、手続者による請求により、その手続をすることができる救済措置を導入する。</p>                                                                                                                                                                                       |
| (5) 特許権の移転等の登録申請関係                                  |                                                                                                                                                                                                                                                |
| 単独申請の許容及び申請の要件不備に対する通知                              | <p>特許権の移転等の登録申請について、一方の当事者単独での申請を許容する。各種登録申請に要件不備がある場合、申請者に対し、その旨を通知してその要件を満たすため補正等の機会を与えるとともに、意見を述べる機会を与える。</p>                                                                                                                               |

## 6. STLTへの加入に当たり措置が必要となる主な事項

STLTの規定は、1994年に採択された商標法条約(Trademark Law Treaty。以下「TLT」という。)の内容を包含した上で、さらにその後生じた商標権保護をめぐる新たなニーズに対応すべく、①適用対象となる商標の範囲の拡大、②期間満了後の救済措置及び③使用権(ライセンス)に関する規定等が追加された。

我が国はTLTに加入済み(1997年4月)であるため、我が国の商標法等の国内法令は、STLTの規定にほぼ準拠したものとなっているが、措置が必要となる事項は以下のとおりである。

### 1. 期間経過後の救済

STLT第14条は、法定期間及び指定期間について、期間経過後の請求による延長を認めなければならない旨を規定しているとともに、期間満了前の請求による期間延長を認めた場合であっても、期間経過後に再度請求があったときは、その延長を認めなければならない旨を規定しているところ、それに対応するための検討が必要である。

### 2. 使用権(ライセンス)の記録

STLT第17条は、使用権(ライセンス)の記録について規定しているところ、それに対応するための検討が必要である。